

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに財政措置の拡充を図ること。また、各自治体の実情を考慮し、耐震化に係る補助率嵩上げ措置を継続すること。
特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
なお、事業の採択については、年度当初のできる限り早い時期に行うこと。
2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
特に、学校給食施設整備については、多くの市町村が施設更新時期を迎えることから、十分な財政措置を講じること。
3. 学校 I C T 環境整備について、十分な財政措置を講じること。
また、校務支援システム整備等に対する財政措置を拡充すること。
4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。
5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 小中学校の統廃合や小中一貫教育の推進に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

7. スポーツ施設を含む社会教育施設等の耐震化事業等について、財政措置の拡充を図ること。

8. 東日本大震災関係について

公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率の嵩上げ措置について、全国画一に終了するのではなく、被災地の実情に応じて期間を延長すること。また、I s 値0.3以上0.7未満の施設も地震による倒壊の危険性があることから、I s 値要件を撤廃し、I s 値0.3未満の施設と同等にすること。